

令和8年度 杉戸町住宅リフォーム事業補助金のご案内



安心して住み続けられる住宅環境の維持・向上を図るとともに、町内事業者の振興に資するため、住宅リフォーム工事費用の一部を補助します。

補助金額

- 住宅リフォーム工事費の **5%**（住宅リフォーム工事費は消費税及び地方消費税の額を除く。）
- 補助上限額 **10万円**（千円未満切捨て）

申請者の要件（すべてに該当する方）

- 杉戸町に住民登録があること。
- リフォーム工事を行う住宅の所有者で、当該住宅に現に居住し、引き続き5年以上居住する見込みがあること。
（併用住宅は住宅部分のみ、集合住宅は専有部分のみが対象）
- 町税を滞納していないこと。

対象工事の要件（すべてに該当する工事）

- 町内事業者が施工 するものであること。
- 補助金の交付申請をする日において、工事に着手していないもので、同年度の2月末日までに完了届を提出することができる工事であること。
- 補助金の交付対象となる工事費は、20万円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上であること。
- 申請年度において、町の他の補助制度等を利用した工事でないこと。
- 当該住宅が建築基準法に違反しない建物であること。
- 補助金の交付は、一つの住宅について1回限りとする。（所有者が変わった場合を除く。）

事前申請受付

- 受付期間 **令和8年5月1日（金）から7月31日（金）まで**

- 申請方法

郵送

〒345-8502 杉戸町清地2-9-29 ※締切日必着
杉戸町役場 建築課・開発建築指導担当

持参

杉戸町役場 建築課（本庁舎1階）
8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

申請の流れ

申請書類は町HPからダウンロード又は建築課窓口にて配布しています。

①事前申請【申請者】

○杉戸町住宅リフォーム補助金事前申請書

添付書類

- ①工事の見積書の写し
- ②（委任状）※本人以外の方が申請する場合

結果通知【町】

②交付申請【申請者】

○杉戸町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）

添付書類

- ①案内図
- ②工事の内容が分かる図面
- ③工事の見積書の写し（事前申請と同じもの）
- ④工事着手前の工事個所の写真
- ⑤（委任状）※本人以外の方が申請する場合

書類審査【町】

交付決定通知【町】

③工事着手【申請者】

④工事完了届【申請者】

○杉戸町住宅リフォーム補助金工事完了届（様式第5号）

添付書類

- ①工事に係る代金の領収書の写し
- ②工事施工箇所の写真（着工前と同じ箇所）

書類審査【町】

交付額確定通知【町】

⑤請求【申請者】

○杉戸町住宅リフォーム補助金交付請求書（様式第7号）

添付書類なし

補助金の振込み【町】

申請内容に変更が生じた場合、申請を取り下げる場合は、下記手続きを行ってください

⑥変更・取下申請【申請者】

○杉戸町住宅リフォーム補助金変更・取下申請書（様式第3号）

添付書類

- ①変更前の工事請負契約書及び変更後の見積書の写し
- ②変更に係る図面
- ③（委任状）※本人以外の方が申請する場合

変更・取消決定通知【町】

①事前申請

- ・確認事項の全てにチェックが入らない場合は申請できません。
- ・施工業者は町内の事業者に限ります。
- ・見積書は事業者の名称・所在地及び工事内訳が記載され、押印があるものをご提出ください。
- ・見積書は「一式」表記ではなく、単価・数量・寸法・型番などが具体的に表記されたものとしてください。（修正をお願いすることがあります。）
- ・**着手（完了）済みの工事は補助対象外**です。
- ・事前申請は**先着順ではありません**。期間内に申請してください。
- ・事前申請の状況により、**予算額を超える場合は、抽選**となります。
受付順に番号を振り、職員が抽選を行います。
- ・事前申請件数が予算額に満たない場合は、8月以降に追加募集分の受付方法を町HPにてご案内します。
- ・本人以外の方が申請する場合は、委任状を添付してください。

②交付申請

- ・事前申請の結果（当選）通知を受けましたら、交付申請の手続きを行ってください。
- ・工事箇所が確認できる図面を提出してください。（屋根・外壁の場合は提出不要）
- ・事前申請時から工事金額が減額となった場合は、補助金額も減額となります。
工事金額が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。
- ・複数の箇所を工事する場合は、それぞれの写真を提出してください。
- ・着工前に写真撮影ができない屋根や床下などの工事箇所は、工事完了届出の際に着工前と完了後の写真を提出してください。
両方の写真を提出できない場合は、補助対象外となります。
- ・本人以外の方が申請する場合は、委任状を添付してください。

③工事着手

- ・交付決定通知書をお受け取り後に工事に着手してください。

④工事完了届

- ・**工事完了後30日以内又は令和9年2月26日(金)まで**のいずれか早い日までに提出してください。
期日を過ぎた工事は補助の対象外となりますのでご注意ください。
- ・領収書は施工業者から発行されたもので、押印があるものを提出してください。
- ・銀行振り込みで支払った場合は、領収書の代わりに振り込み明細書を提出してください。
- ・クレジットカード払いにより領収書が発行できない場合は、施工業者が申請者あてに発行したクレジットカードで支払ったことを証明する書類（押印があるもの）を提出してください。
- ・交付決定通知時から工事金額が減額となった場合は、補助金額も減額となります。
工事金額が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。

⑤請求

- ・交付額確定通知書に記載された金額を記入（請求）してください。

⑥変更・取下申請

- ・交付申請後、工事の内容を変更する場合や工事を廃止し申請を取り下げる場合は、申請を行ってください。
- ・工事内容の変更申請は、**工事着手前**に行ってください。
- ・変更の場合、工事金額が減額となった場合は、補助金額も減額となります。
工事金額が増額となった場合は、補助金額の増額はできません。

補助対象工事例

工事内容	対象	備考	工事内容	対象
既存住宅の増築	○		家具、家電、住宅設備機器の購入・設置	×
壁紙、クロス張替え、床、畳の張替え	○		物置・車庫の設置・改修	×
台所、浴室、トイレ等の改修	○	機器、設備等の取り付けのみの場合は対象外	外構工事、樹木の剪定、造園工事	×
建具の改修	○	窓、窓枠、窓ガラス、網戸、障子、襖等	塀、フェンス、門扉の設置・改修	×
手すり設置、段差解消	○		ハウスクリーニング、排管清掃	×
屋根、外壁、雨どい、バルコニー、ベランダの改修	○		シロアリ防除	×
住宅耐震改修、住宅断熱	○			
給湯器の設置	△	浴室改修と一緒に場合は対象		
照明器具の取付	△	天井のクロス張替などと一緒の場合は対象		

国（国交省・経産省・環境省）における住宅省エネキャンペーン

- 国では、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入等、省エネを推進するための各種補助事業を行っています。住宅リフォーム事業補助金との併用も可能です。

※ 住宅省エネ2026キャンペーン補助事業合同お問い合わせ窓口 ☎0570-081-789

県（住宅課・エネルギー環境課）における住宅リフォーム支援制度

- 県では、上記の国補助事業である住宅の断熱改修（先進的窓リノベ2026事業）や、住宅の開口部の断熱改修（みらいエコ住宅2026事業）に対する補助の交付決定を受けた県内住宅を対象として、県内リフォーム事業者からの申請により費用の一部を補助する事業を設けています。住宅リフォーム事業補助金との併用も可能です。

交付決定の取消し

次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

- 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件若しくは町長の指示に違反したとき。
- 対象工事を承認なく変更等したとき。
- 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

お問合せ先

杉戸町役場 建築課・開発建築指導担当

電 話：0480-33-1111（内線345、346）

メール：kenchiku@town.sugito.lg.jp